規制影響分析書要旨

規制の名称		労働者派遣事業における派遣料金と派遣労働者の賃金の差額の派遣料金に占める割合等の情報提供義務の創設等			
主管部局·課室		職業安定局需給調整事業課			
関係部局·課室		_			
評価実施時期		平成20年10月			
規制の新設・改廃の内容・目的		派遣労働者及び派遣先が良質な派遣元事業主を選択できるようにするため、派遣料金と派遣労働者の賃金の差額の派遣料金に占める割合等についての関係者に対する情報提供義務等を創設する。			
		(根拠条文)		_	
想定される代替案		個別の派遣労働者毎に個別の派遣料金と派遣労働者の賃金の差額の派遣料金に占める割合の説明を行う。			
想定さ	れる費用		新設・改廃する規制案	代替案	
	(遵守費用)	金に占める る。	主は、派遣料金と派遣労働者の賃金の差額の派遣料 割合等に関する情報を提供しなければならないこととな	一の労働者派遣契約において複数の派遣労働者について労働者派遣をする等の場合には、当該割合の計算が困難な場合があるが、その場合であっても、個別の労働者派遣契約ごとに、派遣料金と派遣労働者の賃金の差額の派遣料金に占める割合を計算しなければならないこととなる。また、当該派遣契約からどの程度の割合を得ているかという企業活動における経営情報を個別に説明することとなる。	
	(行政費用)	派遣元、派達 生する。	き先及び派遣労働者に対して周知するための費用が発	派遣元、派遣先及び派遣労働者に対して周知するための費用が 発生する。	
	(その他の社会的費用)	その他の社	会的費用は発生しないものと考えられる。	その他の社会的費用は発生しないものと考えられる。	
想定さ	れる便益		新設・改廃する規制案	代替案	
	(派遣労働者への便益)		が安心・納得して働くことができるようになる。	個々の派遣労働者にとって、自らの派遣就業に関する派遣料金と派遣労働者の賃金の差額の派遣料金に占める割合が説明されることになり、安心・納得して働くことができるようになる。ただし、個別の割合の計算が困難な場合もあり、必ずしもそのような便益が得られるとは限らない。	
	(社会的便益)		主の間の適切な競争が促され、労働者派遣事業の運 が期待できる。	_	
分析結果		代替案では、いるかという	、①当該割合を個別に説明・計算するために多額の費用 経営情報を説明することとなるが、当該派遣労働者の》	用を要すること、②当該個別の派遣契約からどの程度の割合を得て 派遣料金は、実際に就業しなければ説明されず、派遣元の選択に資 額を公開する新設する規制の方が望ましいものと考えられる。	

有識者の見解その他関連事項	労働政策審議会建議「労働者派遣制度の改正について」(平成20年9月24日)において以下のとおり報告されている。
	Ⅱ 具体的措置について ○ ※湯労働者の体理の歴史について
	3 派遣労働者の待遇の確保について (4) 派遣料金、派遣労働者の賃金、これらの差額の派遣料金に占める割合等の事業運営に関する情報の公開義務を派遣元事業 主に課すことが適当である。
	(5) 派遣労働者等に対し、事業運営に関する状況、具体的な待遇決定の方法、労働者派遣制度の仕組みの説明を行う義務を派 遣元事業主に課すことが適当である。
	改正法の附則において、この法律の施行後5年を目途として、当該改正法の施行の状況等を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとされている。
備考	_